

社会福祉法人晴智会 役員等報酬規程及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人晴智会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等のうち、理事長に対し職務就航の対価として月額850,000円を役員報酬として支給する。

- 2 理事長の報酬は、理事長就任の日から退職の日まで支給する。
- 3 報酬の支給方法については、職員の例による。
- 4 当法人の事業の職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて下記の法人業務を行う場合には、次とおり費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことが出来る。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

支 給 要 件	金 額
理事会及び評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務為の出勤、出張	10,000円

(2) 監事が、監事監査を実施した場合の費用弁償

支 給 要 件	金 額
監事監査等への出席	20,000円

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。